群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護従事者の確保に関する 事業)に係る消費税の取扱いについて

補助金額の算定にあたっては、補助対象経費に消費税及び地方消費税額(以下「消費税」という。)を含めて算定していただくこととなります。

そのため、仕入れ控除税額(ゼロ円の場合も含む。)が確定した際には、群馬県地域 医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱(介護従事者の確保に関する事業)第13 条に基づき、消費税の確定に伴う報告書(別記様式第6号)を提出していただくことと なりますので、ご承知おきください。

補助金返還の有無については、下表を参照してください。

【仕入控除税額確定に伴う補助金返還に係る整理表】

区分						返還
免税事業者						なし
納税義務者	簡易課税					なし
	実績控除	公益法人等(社会医療法人を含む。)で特定収入割合が5%超の場合				なし
		上記以外	課税売上割合が95%未満	一括比例方式		あり
				個別対応方式	補助金の対象経費が	
					・課税売上に要する課税仕入	あり
					・非課税売上に要する課税仕入	なし
					・課税売上と非課税売上に共通	あり
					に要する課税仕入	
			課税売上割合が95%以上			あり